

TPP 新聞



守ろう! 命と暮らしと未来

vol. 11
2019年5月

(発行元)
TPP交渉差止・
違憲訴訟の会
<http://tpphantai.com>

5月24日

提訴します!

「種子法廃止等に関する違憲確認訴訟」

TPP協定を背景とした法改正が次々と進んでいます。
種子法廃止や種苗法の改悪は、
安全・安心な食料の供給を危うくするもの。
食料主権を守るべく、私たちは正面から闘います。

このままでは食料主権が
失われかねない

今日本では、TPP協定を背景に、主要農作物種子法(種子法)の廃止、農業競争力強化支援法の成立、水道法や漁業法、卸売市場法の改正といった法整備が次々となされています。米韓FTAの影響で、韓国が200本もの国内法を変えざるを得なかったのと同じ状況です。

私たちが4年前から訴えてきたTPP交渉差止・違憲訴訟では、残念ながら「TPP協定はまだ発効しておらず、それに伴う法律の改正、施行もされていないから、国民の権利義務に変更はない」として棄却されました。一方で、裁判所は、種子法廃止の背景にはTPP協定があることを判決の中で認めました。その後、TPP協定は昨年12月30日に発効し、国民の生活に具体的にかかわる事態となってきました。

こうした中、これまで生産してきた種子が、多国籍企業のF1(雑種第一代)や遺伝子組み換えの種子に変えられてしまう恐れが高まっています。また、心配されていたように、TPP協定の発効後、参加国からの牛肉の輸入量は3割増加(※1)、日欧EPAの発効によってEU産豚肉の輸入量は5割、チーズも3割増加(※2)したと日本農業新聞が報じています。

今後、いよいよアメリカから事実上の日米FTAを求められ、これ以上の譲歩を認めれば、かつて日本政府がTPP協定による影響を試算したように、食料自給率は14%以下に下がるかもしれません。日本の自動車の売上はトヨタ社だけでも29兆円(2018年)ありますが、農業の総算出額は8兆円(2017年)にしか過ぎないことから、日本政府は、アメリカが日本の自動車にかけている

25%の関税を低減させるためにも、農産物を譲るだけ

弁護団共同代表
山田正彦
(やまだまさひこ)

1942年長崎県五島生まれ。元農林水産大臣。弁護士。TPP阻止国民会議副代表世話人。TPP交渉差止・違憲訴訟の会幹事長、弁護団共同代表。近著に『タネはどうなる?! ~種子法廃止と種苗法運用で~』(サイゾー)。

譲っても仕方ないという姿勢です。このままでは、まさに食料主権が失われかねません。

国は国民の命を守るための
義務を怠っている

アメリカでは昨年8月、多国籍バイオ化学メーカーのモンサント社についての一大ニュースが駆け巡りました。学校の校庭を管理するグラウンドキーパーとして働いていたドウェイン・ジョンソンさんがリンパ節の末期ガンとなったのは、校庭に散布していた除草剤ラウンドアップの主成分グリホサートのせいだとしてモンサント社を訴えて勝訴し、サンフランシスコの裁判所が約320億円の賠償金支払いを命じたのです。

こうした動きは今世界中に起きており、グリホサートの使用禁止はイタリアやフランスなどを含む30か国以上に広がっています。しかし日本ではまったく報道もされず、むしろグリホサートの残留基準が緩和されています。例えば、小麦粉の残留基準は、中国(0.2ppm)の150倍にあたる30ppmにまで引き上げられました。日本では発達障害の子どもが10人に1人、アメリカでも3人に1人といわれており、食にも原因があるのではないかと心配されています。

このように、国は、国民の命を守るための義務を怠り、食料主権を放棄しているも同然です。TPP協定や日米FTAを背景とした関税引き下げは食料自給率の低下を招き、生存権(憲法25条)を侵害します。種子法の廃止、種苗法の改悪は、これまで農業生産者が積み重ねてきた安全・安心な食料の供給を危うくするものであり、財産権(憲法29条)や生命権、幸福追求権(憲法13条)を侵害するものです。

私たちは、安全で豊かな食を保障する食料主権に基づき種子法廃止が違憲であることを確認する裁判を提起します。この裁判は自家増殖による農民の種子に対する権利を守ることも争点となります。

原告は現在約1300人ですが、今後、追加提訴も検討しています。ぜひともに闘いましょう。

※1: 2019年1、2月前年同月比(2019年3月8日、日本農業新聞)

※2: 2019年2月前年同月比(2019年3月29日、日本農業新聞)



訴状を公開します!

1年半がかりで準備を重ねてきた
第3次訴訟の訴状ができました。
ここでは、抜粋した要約をご紹介します。
詳しくは、後日ホームページに
全文をアップします。

請求の趣旨

- 1 原告A(採種農家)は、2018(平成30)年4月1日に廃止された主要農作物種子法に定められた都道府県による「指定種子生産場」(法4条)に指定される地位にあることを確認する。
- 2 原告B(一般農家)は、2018(平成30)年4月1日に廃止された主要農作物種子法に定められた都道府県による「ほ場審査」(法3条)その他の措置を受けた主要農作物を購入(生産)できる地位にあることを確認する。
- 3 原告C(消費者)は、2018(平成30)年4月1日に廃止された主要農作物種子法に定められた都道府県による「ほ場審査」(法3条)その他の措置を受けた主要農作物の供給を受ける地位にあることを確認する。
- 4 被告は原告らに対して、各1万円を支払え。

請求の原因

第1章 種子法廃止成立(種子法廃止)に至った過程

第1 主要農作物種子法とは

1962(昭和27)年、主要農作物種子法(以下、種子法)は、わが国における戦後の食糧増産という国家的要請を背景に国会で制定された。稲、大麦、はたか麦、小麦、および大豆の主要農作物について、都道府県の管理のもと、地域に合った品種を開発し、優良品種、奨励品種を指定するための試験などを都道府県に義務付けることとした。

種子法は、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産についてはほ場(圃場)審査その他の措置を行うことを目的としていた(同法1条)。

1 奨励品種の指定

種子法では、稲や麦・大豆等について、各都道府県が、「優良な品種」を決定するために「必要な試験」を行い、奨励品種を指定することが定められていた(同法8条)。

奨励品種とされる品種は、栽培の促進と普及を行うために国や都道府県から様々な優遇措置を受けている。奨励品種の買取価格を高くすることによって、農業者が奨励品種の栽培を行いやすくなるように促されていたこととなる。

2 圃場の指定

種子法3条1項により、主要農作物の種子の栽培に当たっては、都道府県が試験種子生産場(圃場)を指定することが定められていた。

3 各都道府県による原種・原原種の栽培

各都道府県はこの「ほ場」において主要農作物の優良な種子の生産を行うために必要な主要農作物の原種・原原種の生産を行うことが義務付けられている(種子法7条1項)。

種子は毎年更新されるため、絶えず、原種、原原種、種子が生産され続け、かつその規格に生産された品種を、都道府県が奨励品種として指定してきた。

4 種苗法との関係

農産物種苗法は1947(昭和22)年に制定された。同法は食料事情の戦後に対応したことを背景として、農業者の安定化及び生産性向上を図るために、優良品種の品種改良を奨励する制度を設け、育苗者の利益を擁護し、農林大臣による優良品種の奨励を目的とした品種名称登録とその違反者への罰則を規定していた。

農業者は、種子法によって優良な種子を、農産物種苗法によって優良な品種をそれぞれ入手することが可能になり、そして、自家採種は禁止されなくなっていた。毎年種子や種苗を購入しなくても一旦入手した優良な種子や種苗を自家採種することによって栽培を続けることができたのである。

現在の種苗法は1991年に改正された植物の新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)を踏襲しており、旧種苗法は1998(平成10)年に全面改正されたもので、種苗法の新たな品種(花や農産物等)の創作をした者は、その新品種を登録することで、植物の新品種を育成する権利(育成者権)を占有することができるが定められた。

一方で育成者権の及ばない範囲が大きい(2つあり、1つは試験または研究目的での利用、そしてもう1つが農業者の自家採種である)。

農業者の自家採種については、種苗法第21条第2項によって育成者権者の効力が及ばないとされている。しかし、同条第3項では、省令指定の品種については例外を定めて農業者の自家採種も禁止している。

この省令とは、種苗法施行規則第16条であり、1998(平成10)年に初めて23種を指定し、2006(平成18)年には32種に拡大し、2017(平成29)年に289種となっている。このように自家採種の例外となる品種の指定が拡大しているが、種苗法については、近い将来原則農業者の自家採種を禁止する方向での改正が検討されている。

5 小括

以上のように、国や都道府県は、1962(昭和27)年に制定されたこの種子法に明記されている米、麦、大豆などの主要農作物の優良な種子の安定的な生産と普及を果すべく義務を重負に果たしてきた。

そして、1998(平成10)年に旧種苗法を全面改正して制定された現行種苗法が農家の自家採種を原則禁止してないことと相まって、農家は優良な種子を安価で購入し、かつ、必要に応じて自家採種をすることによって生産を継続することで安定的な経営を行うことができ、また、一般消費者も安価で優良な主要農作物の提供を受けてきたのである。

第2 種子法廃止に至った経過

1 種子法の廃止について

2017(平成29)年の通常国会において突如、内閣は種子法を廃止する法律案を提出し、同国会の審議内で廃止法が制定されるに至った。

内閣は廃止法提案の理由において、「種子法は技術水準の向上等により、種子の品質は安定した」「農業の戦略物資である種子については、多様なニーズに対応するため、民間ノウハウも活用して、品種

開発を強力に進める必要があること」、「都道府県による種子開発・供給体制を生かすつ、民間企業との連携により種子を開発・供給することが必要」とした。

2 TPPに伴う法廃止であること

この種子法の廃止は、TPP協定の要約に併せて検討され、最終的に廃止に至ったものである。

すなわち、2016(平成28)年12月にわが国の国会でTPP協定が署名される約2ヶ月前の同年10月6日の規制改革推進会議農業ワーキンググループ第4回会合において、民間による品種開発を促進させるため、種子法を廃止することが議論された。

同規制改革推進会議農業ワーキンググループの結論の主要部分は、そのまま2016(平成28)年11月に農業競争力強化プログラムに盛り込まれた。

そして2013(平成25)年5月に内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官と農林水産大臣を副本部長として内閣に設置された農林水産省・地域の活力創造本部が2013(平成25)年12月に決定した「農林水産省・地域の活力創造プラン」が2016(平成28)年11月29日に改訂された際に、種子法廃止の方針が正式に決定された。

その後、翌2017(平成29)年の通常国会に、政府からこの種子法を廃止する法律案が提出され、廃止へと至ったのである。

3 規制改革会議・農業競争力会議が主導する日本の農政

食料・農業・農村基本法では、その第15条第1項で、「政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という)を定めなければならない」とし、同条第5項で「政府は、第一項の規定により基本計画を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない」として、農政審議会が審議されて策定された基本計画の下で日本の農政が進められるという枠組みが作られていた。

しかし、農林水産省・地域の活力創造本部が2013(平成25)年12月に決定した「農林水産省・地域の活力創造プラン」では、地域の活力創造プランは食料・農業・農村基本計画の上位計画となり、農政審議会の議論は、事実上取りこまれた規制改革会議や農業競争力会議の議論の拘束を受けざるを得ないことになって、かつて農政の基本方向を議論する最高機関であった農政審議会はその地位をTPP推進の立場を語る規制改革会議や農業競争力会議に譲ってしまっかの如き現状である。

今や、日本の農政は規制改革会議や農業競争力会議が主導しており、種子法廃止はこのような日本政府の政策決定過程の要質を背景としている。

第3 種子法の廃止による影響

1 はじめに

2017(平成29)年の通常国会においてこの種子法が民間企業の種子事業への投資を阻害しているとして廃止決定された。同廃止法は2018(平成30)年4月1日から施行となり、種子法は同日に正式に廃止となった。

2 民間企業の参与と都道府県の管理体制の減少

(1) 種子法廃止法の提案理由として、種子法廃止の目的は民間企業の種子事業への参加にある。この点につき、従前の種子法7条2項でも、民間企業(事業者・団体)から委託を受けた種子生産は場も、都道府県の指定対象とすることは可能であった。

ただし、民間企業(事業者・団体)が生産した種子については、都道府県からこれまでほとんど奨励品種と認定されていなかった。特に稲については、民間事業者が開発した品種で奨励品種に指定されている例はない。これは、民間企業の生産した種子について、「奨励品種」として都道府県の満ちた基準に達しないからである。

この種子法が正式に廃止されると、都道府県が奨励品種を指定する法的根拠がなくなる。その結果、今後は都道府県が「奨励品種」の指定を行わなくなることが予想され、民間企業がこの開発・育成に参与しやすくなる。

(2) 地方自治体の管理体制の変更

A 都道府県が種子の原種・原原種の生産・種子生産の圃場審査、そして奨励品種の指定を行わなくなることが予想される。

都道府県は種子法によって「ほ場」審査等を行う法的根拠がなくなり、さらに予算確保が中長期的に確保されず、都道府県の種子事業が徐々に弱体化していくことが懸念される。

EI 2017(平成29)年11月15日、農林水産事務次官は、種子法廃止に伴い、都道府県に対する通知「稲、麦類及び大豆の種子について(通知)」を出した。通知の内容は、国が都道府県に対し、民間事業者の参入が進むまでの移行期間のみ事業を続けるように命じた内容であり、都道府県の種子生産への関与を次第に縮小させるよう命じた内容である。

ウ 現に、種子法廃止後、大阪府、奈良県、和歌山県では、水稲の種子生産に関する審査や証明業務を廃止し、代替措置として当該業務を種子生産の関連団体(大阪種子協会など)に委託することになった。

もちろん、都道府県がそれ種子開発に関して独自に管理を続けることも可能である。2018(平成30)年4月1日付の種子法廃止と前後して、いくつかの自治体で独自の条例制定に関する議論がはまっているが、しかし、すべての都道府県で条例が制定されることはない。

種子法そのものがなくなる以上、都道府県の種子の開発等に投じる予算が大幅に減少することは明らかであり、制定された各自治体の条例が今後維持されるか否かも不明である。

(3) 農業競争力強化支援法の影響

2017(平成29)年8月に施行された農業競争力強化支援法では、国に、民間事業者が行う技術開発や新品種の育成などを促進する権限を講ずることを義務付けている。さらに国に対し、都道府県のもつ圃場の生産に関する知見を民間事業者に提供する措置を講ずることを義務付けている(同法8条)。

この結果、国の指揮により、都道府県のもつ種子生産の技術や知見が民間事業者に流出することとなり、種子生産が都道府県の管理から

民間事業者へと移っていくことは明白である。

(4) 政府答弁について

なお、政府は国会答弁において、種子法廃止後も、都道府県が種苗法に基づき圃場審査などに関する事務を行うことは可能と答弁する。しかし、種苗法等で規定されているのは、都道府県が主要農作物の生産等に関する事務の一部を担うことのみであり、従来の種子法の下で具体的に規定されていた厳格な管理本則は規定されていない。種子法が廃止される以上、予算措置が講じられなくなるから、都道府県の種子管理は、現状から大きく後退することとなる。

3 具体的な影響(被害)

(1) 種子生産者(採種農家)の経営が成り立たなくなること
採種農家はこれまで、自らの所有する土地が種子生産の圃場として都道府県から指定され続け、毎年種子を生産し販売することで経営を成り立たせてきた。同農家が現状と同様に種子生産を続けることが困難になっている。

(2) 一般農家への影響
一般農家が購入する種子のものが高騰し、一般農家の経営が成り立たなくなることが予想される。今後、都道府県に指定されている品種の育成が成り立たなくなる一方、民間事業者の開発した種子が中心的に販売されることとなるが、都道府県が予算を減らして種子開発・育成をしたものではない以上、民間業者による種子は高騰とされる。

(3) 食の安全・主要農作物の高騰

都道府県が厳格な管理のもとに安全な種子を生産しなくなれば、当然、消費者の食の安全の問題や農作物の高騰の問題が生じてくる。今後、都道府県が奨励品種の指定を行わなくなった場合、従来の奨励品種の水準を踏まない品種(農作物)が市場に出回る恐れがあり、当然、当該品種の安全性が懸念される。

第2章 食料への権利、持続可能な農業、小農の権利と種子について

第1 はじめに

本章では、国際連合(国連)を中心に議論されてきた「食料への権利」と「食料への権利」を担保するとされる「持続可能な農業」の概要について触れ、その持続可能な農業の実現のために家族農業をはじめとする小規模農業経営が重要な意義を有し、さらに、これら小農の権利が提唱されている最近の国際的潮流を概観して、その中で、種子の権利が確立しつつある状況を確認する。

第2 食料への権利と持続可能な農業

1 食料への権利

「世界人権宣言」は、人権尊重において「すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準」として、1948年12月10日、第3回国連総会の決議として宣言され、すべての国の人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容としている。その第25条1項は、「すべて人は、衣食住、…により自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利…を有すると規定しており、このうち食に関する部分は「食料への権利」を定めたものと理解されている。

そして1966年12月16日の第21回国連総会において採択された国際人権規約のうち「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(国際人権規約)」(以下、「国際人権規約」という)第11条では、「食料への権利」がより具体的に規定された。

食料への権利は、誰でも、いつでも、どこに住んでいても、人が生まれながらに持っている最も基本的な権利の一つであり、人が心も体も健康で生きていくために必要な食料を自らの手で得る権利である。国際人権規約を締結した政府は、国内で暮らすすべての人々がその権利を行使する手段を保障する責任を負うことになる。

2 持続可能な農業についての考え方

1987年、国連総会で採択されたブルントラント報告書では、「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」として「持続可能な開発」が提言され、これ以降、農業分野においては「持続可能な農業」の模索・実践が開始されるようになった。

1988年の国連食糧農業機関(FAO)の理事会で承認された定義では、「持続可能な開発とは、天然資源を管理・保全し、現在及び将来の世代のために、人間のニーズを達成し、又は、継続して充足させるようなやり方で、技術的変化及び制度的変化の方向づけをすることである。そのような(農業、林業及び漁業における)持続可能な開発は、土地、水、植物及び動物の遺伝資源を保全し、環境的に天然資源を悪化させず、技術的に適切、経済的に実行可能、社会的に受け入れ可能なものである」とした。要するに、「持続可能な農業とは、天然資源の損失や破壊を防止し、生態系を健全に維持しつつ農業の生産性向上を推進することを意味する」のである。

3 SDGsと持続可能な農業

国連では2015(平成27)年9月25日第70回国連総会において「持続可能な開発(SDGs)のための2030アジェンダ」が採択されている。

「目標2」においては、「飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する」と提言されている。そして、2030年までに飢餓をゼロにする(食料安全保障)が求められるとし、そのための5つの目標として、①飢餓・食料不安・栄養不良の撲滅支援、②農林水産業の生産性・持続性の向上、③農村の貧困削減、④包括

的かつ効率的な農業・食料システム、⑤災害に対する生計のリジリエンスの強化、を提示した。

第3 小農の権利

1 国際家族農業年と家族農業の10年

2011(平成23)年の国連総会では、世界の飢餓撲滅と天然自然の保全において、家族農業が大きな可能性を有しているとし、そして2014(平成26)年を「国際家族農業年」とした。

「国際家族農業年」は、家族農業や小規模農業が、持続可能な食料生産の基盤として世界の食糧安全保障と貧困削減に大きな役割を果たしていることを、広く世界に周知することを目的としている。国連食糧農業機関(FAO)によると、食料不安に苦しむ人口の70%以上が、アジア、アフリカ、中南米の農村部に住んでおり、そうした人々の多くが家族農家で、中でも小規模農家は天然資源、政策、技術へのアクセスが限られている。家族農業は、開発途上国、先進国ともに、食糧生産において主要な農業形態となっており、社会経済や環境、文化といった側面で重要な役割を担っている。

国連が2014年を「国際家族農業年」と定め、小規模・家族農業の役割と可能性を再評価し、支援に乗り出すための啓発活動を展開したが、小規模・家族農業の置かれた状況を考えるとこの活動はまだ不十分であるとして、世界で国際家族農業年をさらに10年間延長しようとキャンペーン活動「国際家族農業年+10」(IFF+10)が展開された。世界約60ヶ国でキャンペーンのサポーター組織が立ち上げられ、2017年12月の国連総会で、2019~2028年を「家族農業の10年」にすることを正式に決定された。

2010年農業センサスでは、日本の兼業農家は約120万戸で農家総数の72.3%に及び、農家の90万戸余り(全体の55.2%)が1ha未満、130万戸(全体の80.6%)が2ha未満とされ、上記報告書では、アジアにおいて小規模農業とより大きな規模の農業の境界を土地面積で1~2haとするのが適切としていることからすれば、日本の農家の過半は小規模農業である。

このような中、国会で満堂の議論もなく規制改革会議が主導した種子法廃止法案が可決されてしまうこと、日本という国家の存亡にかかわる危機が象徴されているといっても過言ではない。

2 食料・農業植物遺伝資源条約で規定された農業者の権利

2001年11月にローマで開催された第31回FAO総会において、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」(ITPGR)が採択された(日本も批准済み)。同条約の第9条では、農業者の自家採種権を制限すべきでないとしている。

3 「小農と農村で働く人びとの権利に関する宣言」と種子の権利

(1)「家族農業の10年」の開始を前に、2018年12月18日、国連総会で「小農と農村の働く人びとの権利に関する宣言」が採択された。

世界の食料の8割が小規模・家族農業によって生産され、世界の全農業経営体数の9割以上を占めており、将来にわたって、いかに食料を安定的に供給することができるかが世界的な課題になる中で、時代遅れだと思われていた小規模・家族農業が、持続可能な農業の実現という目標に照らして、実は最も効率的な評価がなされるようになり、2018年12月「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言」が賛成119の多数で採択された。同宣言では、家族農業など、小規模の農家(小農)の価値と権利を明記し、加盟国に対して小農の評価や財源確保、投資などを促す内容となっている。

発展途上国を中心に賛同が圧倒的多数だった一方、米国や英国、オーストラリア、ニュージーランドなどが反対、日本は棄権した。日本政府は規模拡大を重視し、農業の大規模・企業化優先の政策を推進している現状があり、国連で小農宣言の採決を棄権しただけでなく、今後も宣言にある小農の権利等に関して政策的に取り組み見直しは、決して明らぬものではない。

(2)同宣言では、「小農」について以下のように定義する。「自給のためもしくは販売のため、またはその両方のため、一人もしくは他の人びととともに、又はコミュニティとして、小規模農業を行っているか、行うことを目指している人、家族及び世帯内の労働力ならびに貨幣で支払いを受けないその他の労働力に対して、それだけというわけではないが、大膽に依拠し、土地に対して特別な関心、結びつきを持った人」(1条1項)。

また、宣言は「締約国は小農と農村で働く人びとの権利を、その領域および領域外において、尊重、保護、実現しなければならない」(2条1項)として、様々な小農の権利を規定する。

そして宣言19条において「種子の権利」を規定し、小農と農村で働く人びとが種子に対する権利を持ち、自らの種子と伝統的知識を維持、管理、保護、育成する権利を有すること、かつ、加盟国が種子の権利を尊重、保護、実施し、国内法で制定するよう求めるとともに、十分な量と量の種子が播種を行う上で最も適切な時期に、手ごろな価格で小農が利用できるようにしなければならない(宣言19条4項)ことも規定されている。

第4 総括

以上のとおり、世界人権宣言、国際人権規約の中で認められた食料

への権利を実質的に担保する持続可能な農業は、植物の遺伝子資源の保全が前提とされ、植物の遺伝子資源の保全の対象として種子は極めて重要な位置を占める。そして、持続可能な農業の基盤となる家族農業や小規模農業が営農を続ける上で、自由に種子を保存し、利用し、交換し、及び販売できることは必須のことであり、小農の種子の権利を規定した「小農と農村の働く人びとの権利に関する宣言」が2018年12月18日の国連総会で採択されたが、日本は棄権をしてしまった。今回の種子法の廃止がこのような国際的潮流に逆行するものであることは明らかであり、上記条項についても同様な指摘ができる。

第3章 日本の農政の変遷と種子法廃止

第1 農業基本法下での輸入農産物急増に伴う日本農業の衰退

(詳細は原文にて)

第2 輸入前提の新基本法下でのTPP発効の壊滅的影響

(詳細は原文にて)

第3 種子法を廃止し自家採種さえも禁じようとするのは誰のためか

(詳細は原文にて)

第4章 種子法廃止と憲法違反

第1 十分な生活水準を保持する権利としての食料への権利

1 食料への権利は、世界人権宣言第25条の「すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利」の「食」の部分に関する権利であり、国際人権規約の社会規約第11条の「自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利」の「食料」の部分に関する権利である。

2 この十分な生活水準を保持する権利は、社会保障受給権を定める同宣言第22条の「すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際協力の助けにより、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する」規定と密接に結びついている。

第2 憲法第25条と十分な生活水準を保持する権利

1 日本国憲法では第25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と生存権を定めており、この第25条の生存権の規定は、「健康で文化的な最低限度の生活」と一定の生活水準を保障する趣旨において世界人権宣言第25条の十分な生活水準を保持する権利と、また「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」とすることから世界人権宣言第25条の社会保障受給権の両方の内容を併せて規定と理解されるべきである。そして、世界人権宣言第25条の十分な生活水準を保持する権利は国際人権規約ではA規約の第11条として規定されているのである。

2 しかしながら、憲法第25条の生存権の規定について、従来、人間の尊厳に値する生活を営むために必要な諸条件の確保を国家に対して要求する権利として、自己の尊厳に努力すべき義務を負っていることとされながらも、法文上には「衣食住」という文言がないため、人間の尊厳に値する生活として具体的に衣食住の生活水準を保障する権利としては必ずしも認識されていなかった。

そもそも日本の場合、数十年にわたる高度経済成長の下で国民が豊かな消費社会を謳歌していたため衣食住の欠乏を深刻な問題として実感することは災禍を除けばほとんどなかったため、衣食住の生活水準を生存権の問題として捉える必要性が乏しく、憲法第25条の生存権規定がプログラム規定が具体的な権利を定めたものか、抽象的権利かという法的性格判別問題になり得るかということについては長く議論されてきたが、憲法第25条に十分な生活水準を保持する権利として食料への権利が内包されるかという議論が十分に展開されなかったのである。

しかしながら、人間の尊厳に値する生活を営む上で十分な衣食住が確保されるべきことは当然のことであり、憲法25条は衣食住についての十分な生活水準の保持を保障しているものとして解釈されなければならない。

第3 国際人権規約の遵守と憲法解釈

1 世界人権宣言に示された諸権利の大半を承認しており、それらをより詳細に規定し、また、この宣言にない若干の権利も規定して国連総会で採択された国際人権規約を日本は批准しており、この条約としての国際人権規約を当然に遵守しなければならない。

2 また、さらに、生存権を規定する憲法第25条の解釈においては、国際人権規約との関係においても、世界人権宣言第25条を基に国際人権規約A規約第11条に規定された「自己及びその家族のための相当な

食糧、衣類及び住居を内容とする相当な生活水準についての並びに生活条件の不断の改善についてのすべての者の権利」が内包されているものとして解釈されなければならない。

第4 種子法廃止は食料への権利を保障する憲法第25条違反

1 憲法第25条が国際人権規約A規約第11条の内容を包含するとした場合に、具体的な解釈は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見第12号を参考にすべきであり、同意見では、「十分な食料に関する権利の中核的な内容は、個人の食料のニーズ(dietary needs)を充足するに十分な量及び質であり、有害な物質が含まれず、かつ、ある一定の文化の中で 受容される食料が利用できること、持続可能であり、他人の権利を害しない方法で、そのような食料にアクセスできること、を包含すると考える」とされる。

2 そして、利用可能性については、「生産力のある土地もしくはその他の天然資源から自ら直接に食料を得ること、又は、生産地から、需要に応じて必要とされる場所まで食料を運搬することができる、より機能する分配、加工及び市場制度をもつことはいずれかの可能性をさす」とされ、アクセス可能性については「経済的及び物理的アクセス可能性の双方を含む。経済的なアクセス可能性とは、十分な食料のための食料の取得にかかる個人的又は家計の財政的費用が、他の基本的ニーズの達成及び充足が脅かされ又は害されることのないレベルのものであるべきだということを含む。経済的なアクセス可能性とは、人々が食料を調達するいかなる取得形態又は資格にも妥当し、十分な食料に対する権利の享受によってどれだけ十分に測る尺度である。土地をもたない人々や、その他人口の中で特に困難にたつた人々のような、社会的に脆弱な集団は、特別なプログラムを通して注意を払う必要があることもありうる。物理的アクセス可能性とは、十分な食料が、幼児や少年、高齢者、身体障害者、末期患者、及び、精神障害者を含めて恒常的に健康上の問題をもった人々を含むすべての人に対して、アクセス可能でなければならないことを含む」とされている。

3 以上からすれば、農業者が自由に天然資源である種子を使って安全安心な農産物を栽培することやその農産物を消費者が購入して消費することは、食料への権利として当然に憲法25条による生存権規定が保障していると解釈されなければならない。

今回の種子法廃止によって農業者が種子法による供給を生きた生産でありながら優良かつ安全・安心な種子によって農産物を生産し消費者がその農産物を購入して消費する機会を奪い、農業者や消費者の食料への権利を積極的に侵害したことは、明らかに憲法第25条に違反するものである。

第5章 一般農家である原告Bの地位確認の訴え

(詳細は原文にて)

第6章 原告Cの公法上の地位確認の訴え

(詳細は原文にて)

第7章 種子農家である原告Aの地位確認の訴え

(詳細は原文にて)

第8章 国家賠償請求

1 種子法が憲法に根拠を置く規定であったこと(法廃止の違法性)

前述のとおり、種子法は憲法に根拠を置る法律であり、原告A、原告Bは、原告Cのそれと同等の憲法上の権利を保障するものである。そしてこれを廃止することは憲法上の権利を侵害することは明らかであったが、にもかかわらず、国会は正当な理由なく、廃止に追い付た。その結果、原告各人の権利が侵害されており、損害が生じている。

2 廃止に至るまでの短期間の審議(廃止手続きの違法性)

前述のとおり、両廃止法案は2017(平成29)年通常国会に提出された。同国会の会期内に制定された。その間、国民に通知・十分な議論もなされず、わずか10時間程度で廃止法が可決されるに至った。この間、農業者等からのヒヤリングもなされていない。

また、政府の廃止法の提案理由である、民間事業者の品種開発意欲の阻害、と述べる根拠について、明確な裏付けが示されることはなかった。

一方国会での審議の際、政府委員からは種子法廃止の影響について「問題がない」との答弁が出されるも、種子法廃止後もなく、大阪府、奈良県において今後種子生産に関する審査や証明業務について民間団体に委託するなど、現実の影響はすでに生じている。その結果、全国各地の地方自治体が、独自に条例制定をしなければならない事態が生じている。

なお、現在では野党議員の提出した種子法復活法案が国会に提出されており、総審議中である。しかしながら、政府・与党の反対が可決には至っていない。

3 よって、この法を廃止させたことが違法であり、かつ、廃止に至るまでの審議過程が違法であるから、原告らは国際法1条1項に基づき、それぞれ慰謝料1万円の支払いを請求する。

解説 1 規制改革推進会議と種子法廃止

2013(平成25)年5月に内閣総理大臣を本部長、内閣官房長官と農林水産大臣を副本部長として内閣に設置された農林水産部、地域の活力創造本部は、2013(平成25)年12月に「農林水産部 地域の活力創造プラン(以下プランという)」を策定しました。

そして、何處か改訂が重ねられ、2016(平成28)年11月に改訂された際に、同年10月に規制改革推進会議農林ワーキンググループが「総合的なTPP関連政策大綱に基づく「生産者の所得向上につながる生産者価値形成の仕組みの見直し」及び「生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立」に向けた施策の具体化方向」の中で「戦略的である種子・種苗については、国は、国家戦略・財政戦略

解説 2 種子法廃止と憲法違反

として、民間活力を最大限に活用した開発・供給体制を構築する。そうした体制整備に資するため、地方公共団体レベルのシステムで、民間の品種開発意欲を阻害している主要農産物の種子法は廃止する」としたことをそのまま採用して、政府として種子法廃止の方針を正式に決定しました。

食料・農業・農村基本法は政府が食料・農業・農村基本計画を5年毎に改訂することを定めています。2015(平成27)年にはプランによって示された方針に沿って改訂され、プランは同計画より上位になりました。ですから種子法廃止という極めて重要な変更が同計画に定められないまま、その後の規制改革推進会議の議論通りにプランで決定されて、実現してしまったのです。

1948年12月の国連総会で採択された「世界人権宣言」の第25条1項は「すべて人は、衣食住、…により自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利…を有する」と規定しており、このうち食に関する部分は「食料への権利」を定めたものと理解されています。

1966年12月の国連総会において採択された国際人権規約のうち「経済的、社会的及び文化的権利」第11条では、「食料への権利」がより具体的に規定されました。

食料への権利は、誰でも、いつでも、どこに住んでいても、人が生まれながらに持っている最も基本的な権利の一つであり、人が心身も健康で生き残るために必要な食料が自

らの手で得られる権利です。農民が自由に種子を入手して農産物を栽培し、それを消費者が購入することを政府が制限したら、それは農民や消費者の食料への権利を侵害することになります。

日本国憲法第25条は「健康で文化的な最低限度の生活を保障していますが、食に関する十分な生活水準が保持されなければならない健康で文化的な最低限度の生活」とは言えませんが、食料への権利は憲法第25条によって保障されていると解釈することができます。したがって、種子法によって農産物が腐敗して優良な品種の種子を入手して農産物を栽培し、それを消費者が購入することができた状態を、種子法の廃止によってできなくなれば、それは明らかに憲法違反であり、



弁護士 浅野正富 (あさの まさとみ)

1957年生まれ。栃木県小山市在住。早稲田大学法学部卒業。1988年弁護士登録。浅野正富法律事務所、宇都宮大学法学部非常勤講師。

第3次訴訟提訴・ 第5回総会のお知らせ

5月24日、いよいよ新たなスタートを切りま
す。TPP関連の第3次訴訟として、「種子法
廃止等に関する違憲確認訴訟」を東京地裁
に提訴します。提訴後、それに合わせて訴
訟の会総会を開催します。概要は下記の通
りです。第3次訴訟原告、これまでの訴訟元
原告、支援者の皆さん、ご参集下さい。

2015年5月から2018年10月までの3年
半、私たちは、TPPそのものとその交渉プロ
セスの違憲性を司法に問うてきました。裁判
所は、政府の行為によって生じた市民への
権利侵害や苦痛・不安を救済する最後の砦
であることを信じて、です。

結果は残念ながら、昨年10月の最高裁
判決で棄却となり、終結しました。しかし、そ
の中で勝ち取ったところもありました。控訴
審判決で、種子法廃止の背景にTPPがある
ことを裁判所に判示させたのです。

昨年12月の11か国によるTPP11発
効に続き、今年2月には日欧経済連携協定

(EPA)が発効しました。本年4月中旬から
は日米貿易協議の交渉が始まるなど、日本
政府は自由貿易体制づくりを突き進めてい
ます。その結果、国内外での富の一極集中
と貧富の格差が拡大しました。環境・文化の
多様性は後退しました。さらに深刻なのは、
「経済主権」「食料主権」が著しく脅かされ
ていることです。

国連はこうした問題を認め、小規模・家族
農業を振興する方向に転換しました。農山
村の再生を最重要視するようになってきた
のです。昨年12月国連総会で、「小農民と
農村で働く人々の権利に関する宣言」(農民
の権利宣言)が採択されたのはその一例で
す。日本政府は採決で棄却しましたが、「家
族農業こそ食糧問題の持続可能な解決
策だ」との認識は国際的に広がりがつあり
ます。

2019年は、国連「家族農業の10年」の
最初の一年でもあります。その年に私たち

は、「種子法廃止等に関する違憲確認訴
訟」を起こします。この訴訟は、食の安全、
持続可能な農業を取り戻し、私たちの「食
料主権」を守る闘いです。裁判運動を通し
て、新たな潮流を創り出したいと思ってい
ます。まずは、総会でしっかり議論しましょう。



代表
池住義憲 (いけずみ よしのり)

1944年東京生まれ。元立教大学大学院キリスト教
学研究科特任教授。元自衛隊イラク派兵差止訴訟の会
代表。TPP交渉差止・違憲訴訟の会代表。著書に「平
和・人権・NGO」(新評論、2004年)ほか。

第3次訴訟提訴

時間
5月24日(金) 13時

場所
東京地方裁判所

第5回総会

時間
5月24日(金)
14~16時(終了予定)

場所
日本教育会館8階 第3会議室
東京都千代田区一ツ橋2-6-2

※会場が狭い(80人規模)ことから、ご迷惑をおか
けしますがご理解をお願いいたします。



まだまだ

原告募集中!

TPP訴訟

検索

<http://tpphantai.com>